



名南東支部だより

VOL 96

2022/7

名南東支部 通常総会開催



新役員のみなさん



伴副支部長 退任挨拶

令和4年度支部通常総会が4月22日、ストリングスホテル八事において開催されました。今年度も新型コロナウイルス感染症予防のため、役員以外の会員の皆様には委任状による対応をお願いしましたところ、306名の会員の皆様にご協力を得られ開催できましたこと、ならびに第1号議案（事業報告承認の件）、第2号議案（決算報告承認の件）、第3号議案（役員選任承認の件）まで全て原案通り承認可決されました事につきまして、役員一同深く感謝いたしております。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

本年度は、愛知宅建本部の伊藤亘会長をお招きし挨拶をいただき、村井欣宏支部長より本部報告を詳しく行いました。議長に松浦剛士副支部長を選出し、諸役指名が行われたのち議事に入りました。役員改選の時期でもあり、新役員の紹介もありました。また、退任役員を代表して伴眞五氏に表彰状と記念品を贈呈いたしました。

★公益事業委員会新正副委員長挨拶★



公益事業委員会正副委員長

4月22日の総会より新役員によって稼働し始めました。各委員会の活動をシリーズとしてご紹介していこうと思います。公益事業委員会の活動を紹介していきます。

4月より支部のHPがリニューアルされ「お知らせ」の欄を新たに追加しました。同好会の案内、研修会の案内などを随時更新させていただいております。

支部企画研修会は、WEBを利用して8月18日から8月31日まで開催予定です。県下統一研修は9月にWEBで開催予定となっております。これらの研修会の企画開催・宅建試験の運営も担っています。

地域事業としては、三年ぶりの開催となります瑞穂・天白・昭和区民祭りに協賛させていただき、ハトマークの周知・PRの為のブースを出店します。

今後とも、公益事業委員会の活動を頑張ってまいりますので、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

写真 左 谷村康夫副委員長 中 北出忠裕委員長 右 梶山威雄副委員長

「森林経営管理法施行令」の 施行に伴い改正された 宅建業法施行令について 教えてください。

Q&A

所有者不明や境界不明確等の課題が発生している背景を踏まえ、森林の適切な経営管理を確保することを目的として、森林経営管理法（平成30年法律第35号）が平成30年6月1日に公布されました。これに伴い公布された、森林経営管理法施行令（平成30年政令第320号）により、宅地建物取引業法施行令（昭和39年政令第383号。以下、宅建令）についても改正が行われ、平成31年4月1日に施行されます。

①森林経営管理法第7条第3項の規定に基づく経営管理権の効力について

森林経営管理法第4条において、市町村は、その区域内に存する森林の全部又は一部について、当該森林の経営管理権を当該市町村に集積することが必要かつ適切であると認める場合には、経営管理権集積計画を定めるものと規定されています。同法第7条第1項の規定によりその旨の公告があったときは、同条第2項により、市町村に経営管理権が、森林所有者に金銭の支払いを受ける権利がそれぞれ設定されます。同法同条第3項では、設定された経営管理権は、同条第1項の規定による公告の後において当該経営管理権に係る森林の所有者となった者に対してもその効力があるものとされています。

②森林経営管理法第37条第3項の規定に基づく経営管理実施権の効力について

森林経営管理法第35条では、市町村は、

①で記載した経営管理権を有する森林について、さらに民間事業者に経営管理実施権の設定を行おうとする場合には、経営管理実施権配分計画を定めるものと規定されました。同法第37条第1項の規定によりその旨の公告があったときは、同条第2項により、民間事業者に経営管理実施権が、森林所有者及び市町村に経営管理受益権が、それぞれ設定されます。同法同条第3項では、設定された経営管理実施権は、同条第1項の規定による公告の後において当該経営管理実施権に係る森林の所有者となった者に対してもその効力があるものとされています。

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下、宅建業法）第35条第1項では、宅地又は建物の使用等について法令上の制限がある場合に、購入者等が不測の損害を被ることを防止するため、宅地建物取引業者に宅建令第3条第1項で定める法令に基づく制限を重要事項として説明するよう義務付けています。前記のように、経営管理権及び経営管理実施権については、市町村が定める計画に係る公告があった後に森林の所有者等となった者に対しても効力が及ぶと規定されたことを踏まえ、当該協定の効力に関する法令上の制限を知らなかった場合には、宅地又は建物の購入者等が不測の損害を被る恐れがあることから、宅建業法において説明すべき重要事項として位置付けられました。（文責：服部桂子）